

【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父から現金1,500万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅（65ページ参照）であり、その家屋の新築に係る契約を平成29年9月1日に締結し、同年中に完成し居住を始めています。

この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注1）を適用し暦年課税により申告します。なお、父は直系尊属ですので、「特例税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。また、私は、父（札幌太郎）からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

(注) 1 特例の概要については64ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については43ページ及び44ページのA-1を参照してください。
 2 「特例税率」については、2ページを参照してください。

札幌中 税務署長 平成30年2月23日提出 平成29年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) F D 4 7 2 6

提出用 住所 札幌市中央区△△条△丁目×番×号

氏名 札幌 太郎

職業 会社員

申告書提出年月日 平成29年07月18日

課税額 3000000

特例税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日

住所 札幌太郎 続柄 父 平成29年07月18日

取得した財産の明細

種類 現金・預貯金等 金額 3000000

財産を取得した年月日 平成29年07月18日

財産の価額 3000000

特例贈与財産の価額の合計額（課税価格） 3000000

一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）

配偶者控除額

暦年課税分（③の控除後の課税価格）

暦年課税分の課税価格の合計額 3000000

基礎控除額 1100000

⑤の控除後の課税価格 1900000

⑥に対する税額 190000

外国税額の控除額

医療法人持分税額控除額

差引税額 190000

相続時精算課税分の課税価格の合計額

相続時精算課税分の差引税額の合計額

課税価格の合計額 3000000

差引税額の合計額 190000

農地等納税猶予税額

株式等納税猶予税額

医療法人持分納税猶予税額

申告期限までに納付すべき税額 190000

この申告書が修正申告書である場合

差引税額の合計額 190000

申告期限までに納付すべき税額の増加額

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者

(資5-10-1-1-A4統-) (平29.10)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。(注)⑳又は㉑が0の場合には「I暦年課税分」に記入する必要はありません。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、87、88ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。

平成29年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) F D 4 7 4 3

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には口にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

第一表の二(平成29年分用)(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

非課税限度額は(注2)を参照してください。

事例5

提出用

| | | | |
|---|----------------------------------|--|-----------------------------------|
| 税 受 付 印 | | 受贈者の氏名 | 札幌 史郎 |
| 次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円) | | | |
| 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号 フリガナ サッポロ タロウ 氏名 札幌 太郎 生年月日 3 2 0 . 0 5 . 1 0 明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4] | 取得した財産の所在場所等 札幌市中央区△△条×丁目×番×号 | 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額 平成 2 9 年 0 7 月 1 8 日 1 5 0 0 0 0 0 0 | 住宅取得等資金の合計額 30 1 5 0 0 0 0 0 0 |
| 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 フリガナ 氏名 生年月日 明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4] | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額 平成 年 月 日 | 住宅取得等資金の合計額 31 |
| 非課税限度額の計算 住宅資金非課税限度額(注2) 平成 2 9 年 0 9 月 0 1 日 32 1 2 0 0 0 0 0 0 平成27年分又は28年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) 33 住宅資金非課税限度額の残額(32-33) 34 1 2 0 0 0 0 0 0 | | | |
| 贈与者別の非課税の適用 30のうち非課税の適用を受ける金額 36 1 2 0 0 0 0 0 0 31のうち非課税の適用を受ける金額 37 非課税の適用を受ける金額の合計額(36+37) 38 1 2 0 0 0 0 0 0 38のうち課税価格に算入される金額(38-39) 39 3 0 0 0 0 0 0 39のうち課税価格に算入される金額(39-40) 40 | | | |

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

| | | | |
|----------------------------|---------|---------|---------|
| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 | 30・2・23 | 提出した税務署 | 札幌中 税務署 |
|----------------------------|---------|---------|---------|

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分又は28年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

| | | |
|--------------------|-------------------|----------------------|
| 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | ～平成27年12月31日 | 平成28年1月1日～平成30年3月15日 |
| 種類 | 省エネ等住宅(※) 1,500万円 | 1,200万円 |
| | 上記以外の住宅 1,000万円 | 700万円 |

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、平成27年分又は28年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額について③欄への記入は不要です。

| | | | |
|----------|------|----|----|
| * 税務署整理欄 | 整理番号 | 名簿 | 確認 |
|----------|------|----|----|

* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(平29.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。